

厚労科研 辻井班（発達研修開発）

## 5) 2. 地域支援

保健・医療・福祉等における研修

PDCAサイクルから支援の質を向上させる

国立障害者リハビリテーションセンター

西牧 謙吾

# 地域支援（保健・医療・福祉等）における研修の目標

地域を診る目を養う（地区診断）

- (1) 社会問題の解決方法の一つが発達障害児・者支援
- (2) 社会問題の解決方法のための歴史的視点（学校教育）
- (3) 発達障害支援で優先すべき課題は？
- (4) 発達障害支援の難しさ
- (5) 生活基盤を支える社会におけるイノベーションが必要

地域において連携をどの様に進めるか

- (6) 医療・福祉の連携のための研修の目的と企画  
医療・福祉（・教育）との連携のための研修のコンテンツ（事例提示）

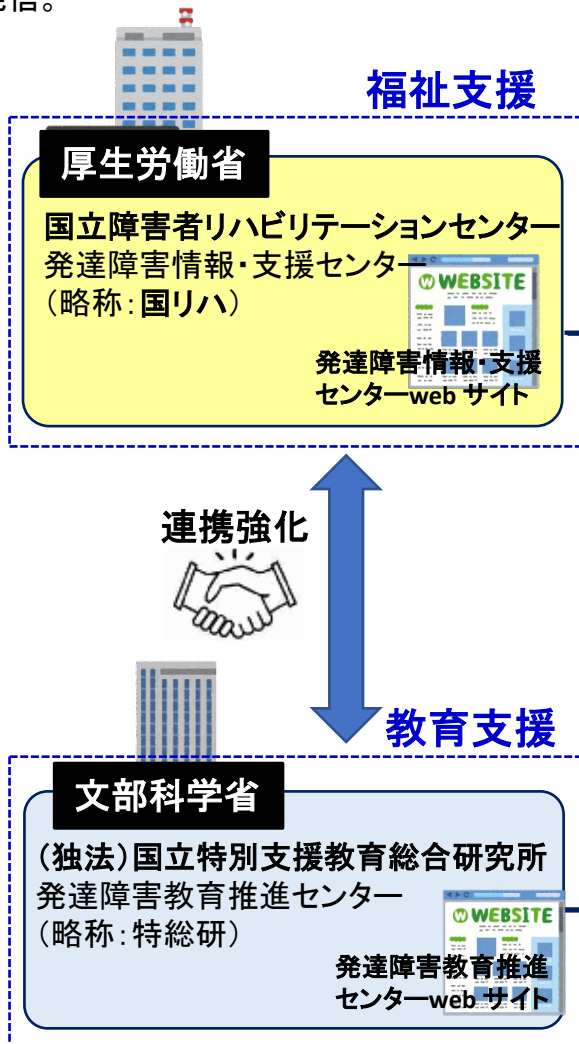
使える制度やお金を知る

- (7) 解決方法の模索（国が進めている発達障害施策の活用）

発達障害者支援法 第二十一条 国及び地方公共団体は、個々の発達障害の特性その他発達障害に関する国民の理解を深めるため、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

＝現状＝

- 国リハ(厚労省)、特総研(文科省)が各々ウェブサイトを開設し、情報を発信。



＝課題＝

- ポータルサイトが存在しないので、使い勝手が悪い。
- 研究者向け、当事者・保護者向け、支援者向けの情報が混在しているため、情報の取得に時間がかかる。
- スマホなどの情報端末に対応したページを構築していないので、閲覧に難がある。

新設



＝対応策＝

- 両省がもつ発達障害に関わる情報の窓口を統合
- ポータルサイトのトップページから、研究者、当事者・保護者、支援者の入口を設ける。
- あらゆるOS、ブラウザ、スマートフォン等に対応するサイトを構築。



## (1) 社会問題の解決方法の一つが発達障害児・者支援

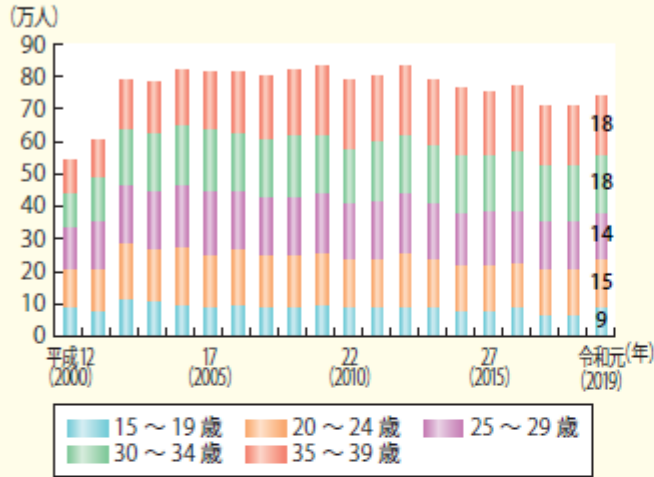
- 全国の児童相談所で2018年度中に対応した**児童虐待**相談件数(速報値)が15万9,850件と、過去最多を更新。虐待内容では「心理的虐待」、相談経路は「警察等」がもっとも多く、いずれも半数を占めている。増加した背景には、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(面前DV)について、警察からの通告が増えたことがあるという。
- 文部科学省が2018年2月に公表した「児童生徒の**問題行動・不登校**等調査」によると、年間30日以上欠席した不登校の子どもは、全国の国公立の小中学生合わせて前年度比6.1%増の13万3683人に上り、4年連続で増加した。
- 内閣府は2018年、自宅に半年以上閉じこもっている「**ひきこもり**」の40~64歳が、全国で推計61万3千人いるとの調査結果を発表した。7割以上が男性で、ひきこもりの期間は7年以上が半数を占めた。15~39歳の推計54万1千人を上回り、ひきこもりの高齢化、長期化が鮮明になった。中高年層を対象にしたひきこもりの調査は初めて(8050問題)。

# 若年無職者(ニート)数の推移

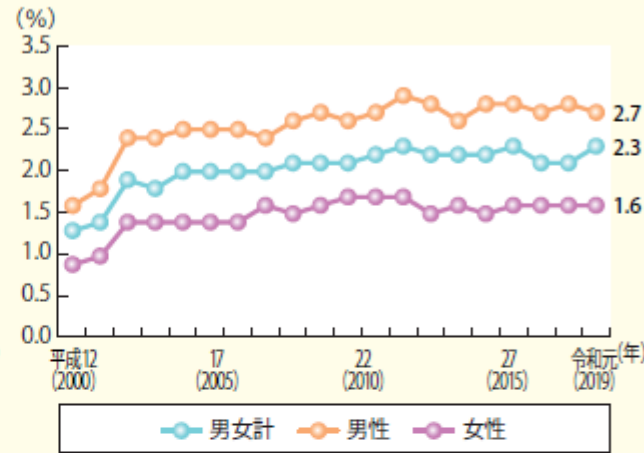
第3-3図 若年無業者数

◆15歳～39歳の若年無業者数は、令和元年で74万人であり、15～39歳人口に占める割合は2.3%であった。

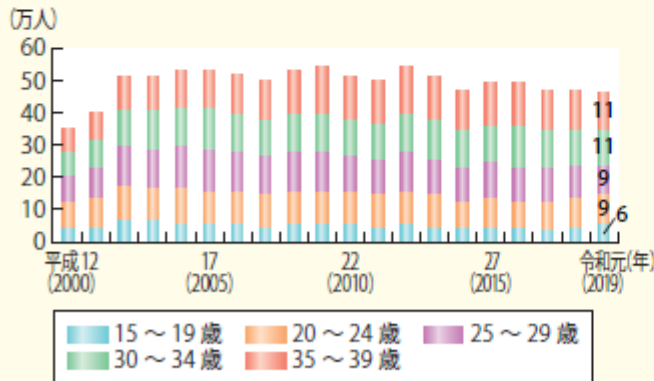
(1) 推移(男女計)



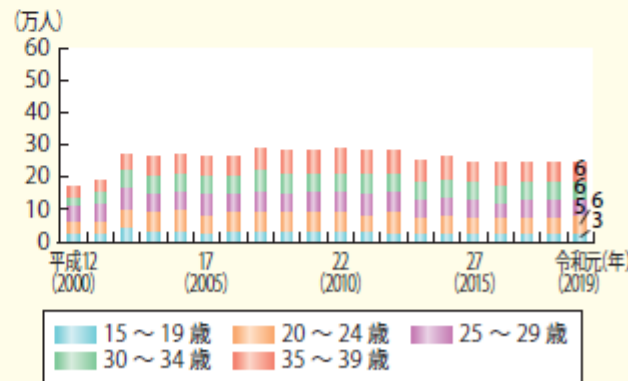
(2) 15～39歳人口に占める若年無業者の割合



(3) 推移(男性)



(4) 推移(女性)



(出典) 総務省「労働力調査」

(注) 1. 平成23年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。

2. 男女別のそれぞれの数値を四捨五入しているため、男女計の数値とは合わない。

・高等教育機関進学率は82.6% (前年度より1.1ポイント上昇)で過去最高(令和元年)の行方も課題

・これらを支える社会資源

1. 若者サポートステーション・ハローワーク・地域障害者職業センター
2. 障害者就業・生活支援センター・障害者職業能力開発校
3. 発達障害支援センター・難病相談支援センター

## (2) 社会問題の解決方法のための歴史的視点(学校問題)

- 1960年代まで

学校教育を通して、社会の様々な問題を解決しより、よい社会を作る  
学校自体が生んだ問題の解決に忙殺されている(差別選別教育)

- 1970年代以降;団塊の世代の就職以降

受験競争、輪切り教育、詰め込み教育、落ちこぼれ/落ちこぼし、

内申書問題 (70年代)

校内暴力(70年代末~80年代初頭)

いじめと体罰(80年代半ば)

校則問題(80年代後半)

不登校問題(90年代)

いじめ問題再浮上(90年代半ば)

学級崩壊(90年代後半)

発達障害への支援(2000年~)

いじめ問題再々浮上(2010年代) → 自殺

### (3) 発達障害支援で優先すべき課題は？

- はじめは、学級崩壊の原因として発達障害が知られた(2000年以前)
- 最近になり、育てにくい子ども(母子保健)、保育所・幼稚園、学校で落ち着かない子ども、不登校になる子ども(保育・学校教育)、ひきこもり(精神保健)、大学で学業が続けられない学生、就職試験に受からない学生(学生支援)、就職しても長続きしない人(労働)、犯罪を繰り返す人(司法)、介護に抵抗する人(介護)、治療の抵抗する人(医療)などの中に発達障害のある人の存在が気付かれ始めた。
- 今や、発達障害支援は、医療や障害福祉の枠組みに収まらず、母子保健、児童福祉、学校教育、就労、司法、介護など幅広い分野で大きな課題となっている。
- 発達障害のある人のライフステージにおいて課題が多様であり、課題解決のためのニーズが異なる。

## (4) 発達障害支援の難しさ

- 支援の対象が明確ではない

先天的な脳機能障害に起因するが、環境要因に依存して生きづらさ(障害)が顕在化するため、生きづらさの出現時点が、支援の始まりになる。そのため、支援の標準コースが作りにくい。

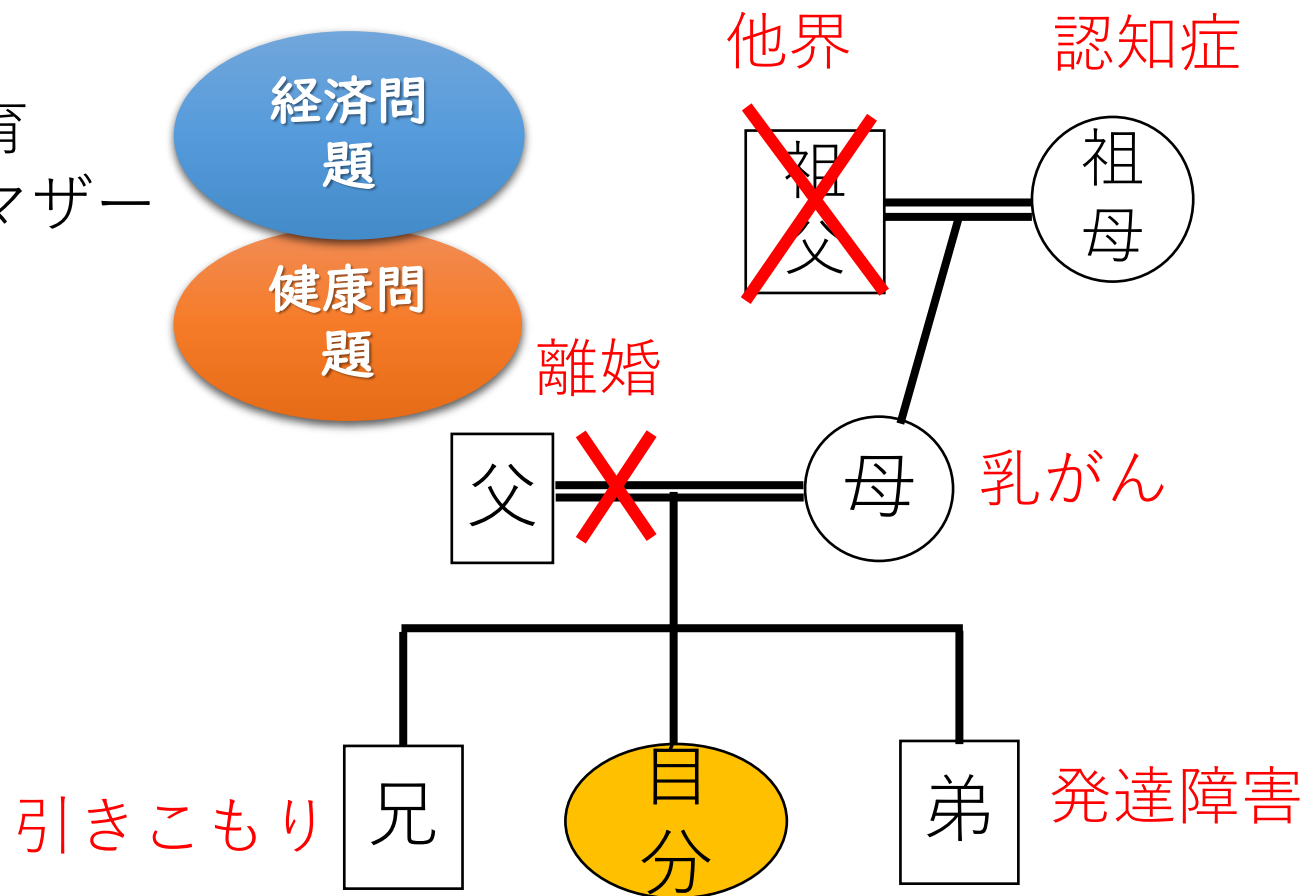
- 従来の行政手法では対応が難しい

周りが障害に気づいても、支援につながりにくく、早期発見・早期対応などの予防的施策の効果が見えにくい。課題はわかっても、対策が立てにくく、都道府県が設置することができる発達障害者支援地域協議会など、既存の行政の仕組みが機能しにくい。



# 例えば、家族の中に包含される（生活）支援課題とは？

- ✓ 障害児療育
- ✓ シングルマザー
- ✓ 不登校
- ✓ 就労
- ✓ 病気療養
- ✓ 貧困
- ✓ 介護
- ✓ 虐待



問題は重複し、支援・被支援関係は複雑化し、時と共に変化する

## (5) 生活基盤を支える社会におけるイノベーションが必要

- 支援者は、個人の課題をトータルに把握し、解決のためのソーシャルワーク力が求められる
- 既存の民間機関の連携では解決が難しい場合がある（地域格差の是正）
- 日本の公的セクション（地方自治体や国の機関）の硬直化はとても根深く、解決困難!!
- ICT活用（DX）：どこに、どのようなニーズを持つ人がいるかを把握する仕組みが必要

## (6) 医療・福祉の連携のための研修の目的と企画

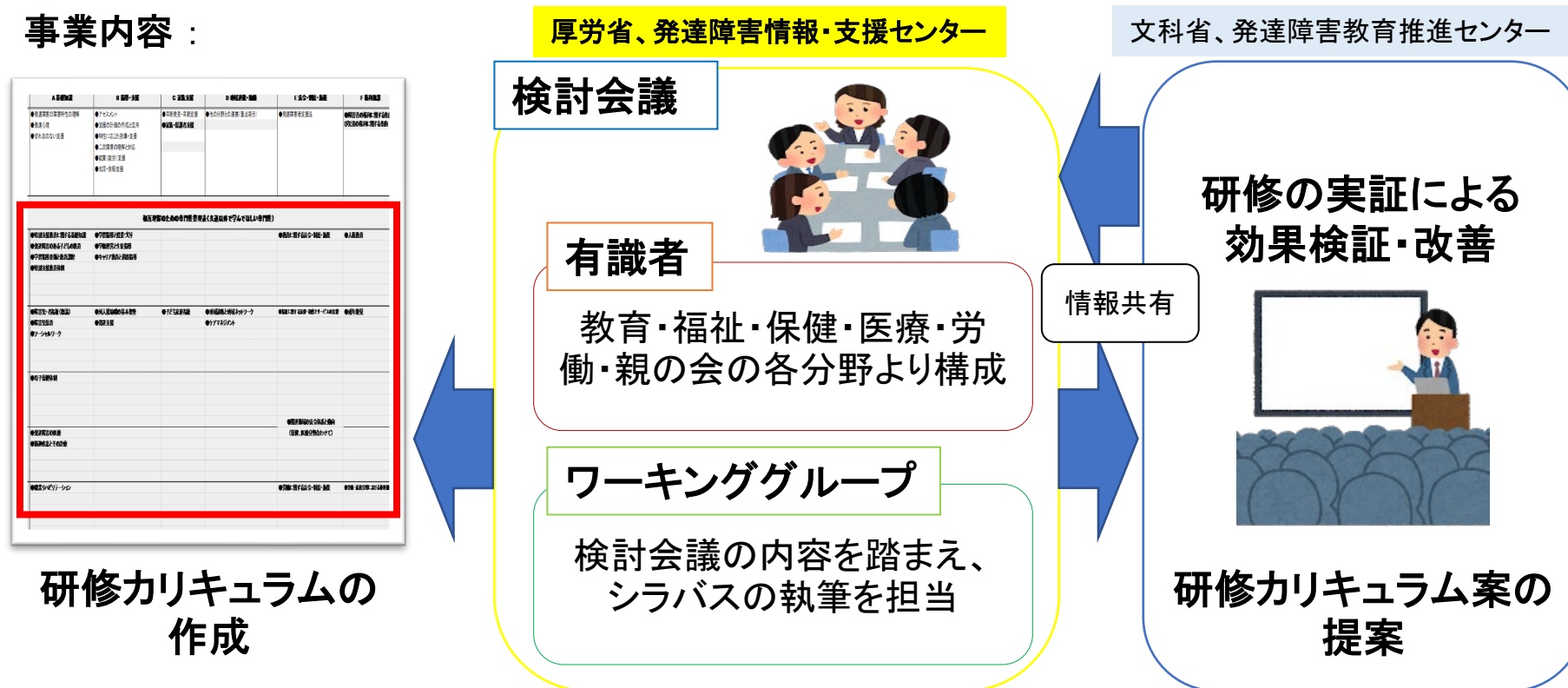
- ・研修の目的
  - ① 医療・福祉資源の理解
  - ② 連携のための技能・スキル等の習得
  - ③ 課題解決のための行政機能の活用
  - ④ 地域をつくるという意識を持つ
- ・医療・福祉の連携のための研修のコンテンツ
  - ①研修ガイドの作成(現在、作成中)

# 教育と福祉の連携に関する発達障害者支援人材育成のための 研修カリキュラム検討会議 令和2年度 事業計画

(発達障害教育推進センター、発達障害情報・支援センター、文部科学省、厚生労働省 2020)

**目的**： 令和元年度の「発達障害に係る教員や支援者の専門性の在り方等に関する検討会議」で作成された研修カリキュラムのうち、**共通以外**の教育分野・福祉分野・医療分野・保健分野・労働分野の各項目について検討会議及びワーキンググループにおいて検討し、**研修カリキュラムを作成する**。併せて令和3年度以降の現場での**研修カリキュラムの活用を進めていくための具体的な活用・普及方策等について検討し、実施ガイドを作成する**。

## 事業内容：



# 教育と福祉の連携に関する発達障害者支援人材育成のための研修カリキュラム(項目一覧)

表1 連携・協働に関する項目一覧

今年度  
6県で  
モデル事業

	A 基礎知識	B 指導・支援	C 家族支援	D 地域連携・協働	E 法令・制度・施策	F 権利擁護
共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発達障害の障害特性の理解</li> <li>●発達心理</li> <li>●切れ目のない支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アセスメント</li> <li>●支援の計画の作成と活用</li> <li>●特性に応じた指導・支援</li> <li>●併存障害の理解と対応 (二次的な問題を中心に)</li> <li>●就業(就労)支援</li> <li>●生活・余暇支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●早期発見・早期支援</li> <li>●家族・保護者支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●他の分野との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発達障害者支援法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害者の権利に関する条約及び児童の権利に関する条約</li> </ul>

今年度  
シラバス  
検討中

相互理解のための専門性整理表(共通以外で学んでほしい専門性)						
教育分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特別支援教育(概論)</li> <li>●特別支援教育体制</li> <li>●学習指導要領と教育課程</li> <li>●発達障害のある子どもの教育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学習指導と授業づくり</li> <li>●学級経営と生徒指導</li> <li>●キャリア教育と進路指導</li> </ul>				●人権教育
福祉分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害児・者福祉(総論)</li> <li>●障害児保育</li> <li>●ソーシャルワーク</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●対人援助職の基本姿勢</li> <li>●発達支援</li> </ul>	●子ども家庭福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域診断と地域ネットワーク</li> <li>●ケアマネジメント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉に関する法令・制度とサービスの実際</li> </ul>	●成年後見
保健分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>●母子保健体制</li> </ul>					
医療分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発達障害の医療</li> <li>●精神疾患とその治療</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>●関連領域の法令体系と動向 (保健、医療分野合わせて)</li> </ul>	
労働分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>●職業リハビリテーション</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>●労働に関する法令・制度・施策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●労働・雇用分野における権利擁護</li> </ul>

## 例)【A 基礎知識】 3.切れ目のない支援（共通）

発達障害のある子どもが、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目のない支援を受けるためには、関係する機関や支援者が担うそれぞれの役割や、情報を共有する必要があることを理解する。

### <主な内容>

- ・情報の引継ぎ・共有の必要性やツール
- ・個別の支援計画の活用
- ・地域における支援体制（自治体の好事例紹介含む）

### <研修講座名（例）>

「障害のある子どもたちへの切れ目のない支援」（講義90分）

- ・学校生活のみならず家庭や地域での生活も含め、一貫した支援を長期的・継続的に行うためには、個別支援計画や個別教育支援計画、各地域で発行されている引継ぎのためのファイル等を活用した情報の引継ぎや共有が必要であることを解説する。
- ・各自治体における好事例について紹介し、各自治体の関係部局や関係機関等が連携した支援体制の構築の重要性について解説する。

### <到達指標>

（教育関係者・福祉関係者共通）

初級：一貫した支援を長期的・継続的に行うことの必要性を説明できる。

中級：一貫した支援を長期的・継続的に行うため、個別の支援計画等を活用した情報の引継ぎや共有に関する内容を踏まえ、必要な取組を実践できる。

上級：一貫した支援を長期的・継続的に行うため、個別の支援計画等を活用した情報の引継ぎや共有に関する内容を踏まえ、他機関・他職種と連携を図りながら具体的な支援の方法を提案できる。

# (7) 解決方法の模索

国の発達障害施策の体系

国立障害者リハビリテーションセンター発達障害情報・支援センターの活動

発達障害者支援法において、国や地方公共団体等が発達障害者への支援（早期発見、早期支援、保育、教育、就労支援、地域での生活支援、家族等への支援、人材の確保 等）を推進するよう規定されており、具体的には、主に以下の施策を講じている。

## 総合的な支援

- ・「発達障害者支援センター」における相談支援等

## 早期の診断

- ・発達障害専門医療機関初診待機解消事業〔都道府県・指定都市〕
- ・発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業〔都道府県・指定都市〕

## 地域での継続的な医療の対応

- ・かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業〔都道府県・指定都市〕

## 発達障害児への療育支援

- ・児童発達支援（児童福祉法に基づく給付）
- ・放課後等デイサービス（児童福祉法に基づく給付）
- ・保育所等訪問支援（児童福祉法に基づく給付）
- ・巡回支援専門員整備事業〔市町村〕

## 家族等への支援

- ・発達障害児者及び家族等支援事業〔都道府県・市町村〕  
（ペアレントトレーニング、ペアレントプログラムの実施 等）

## 関係機関の連携

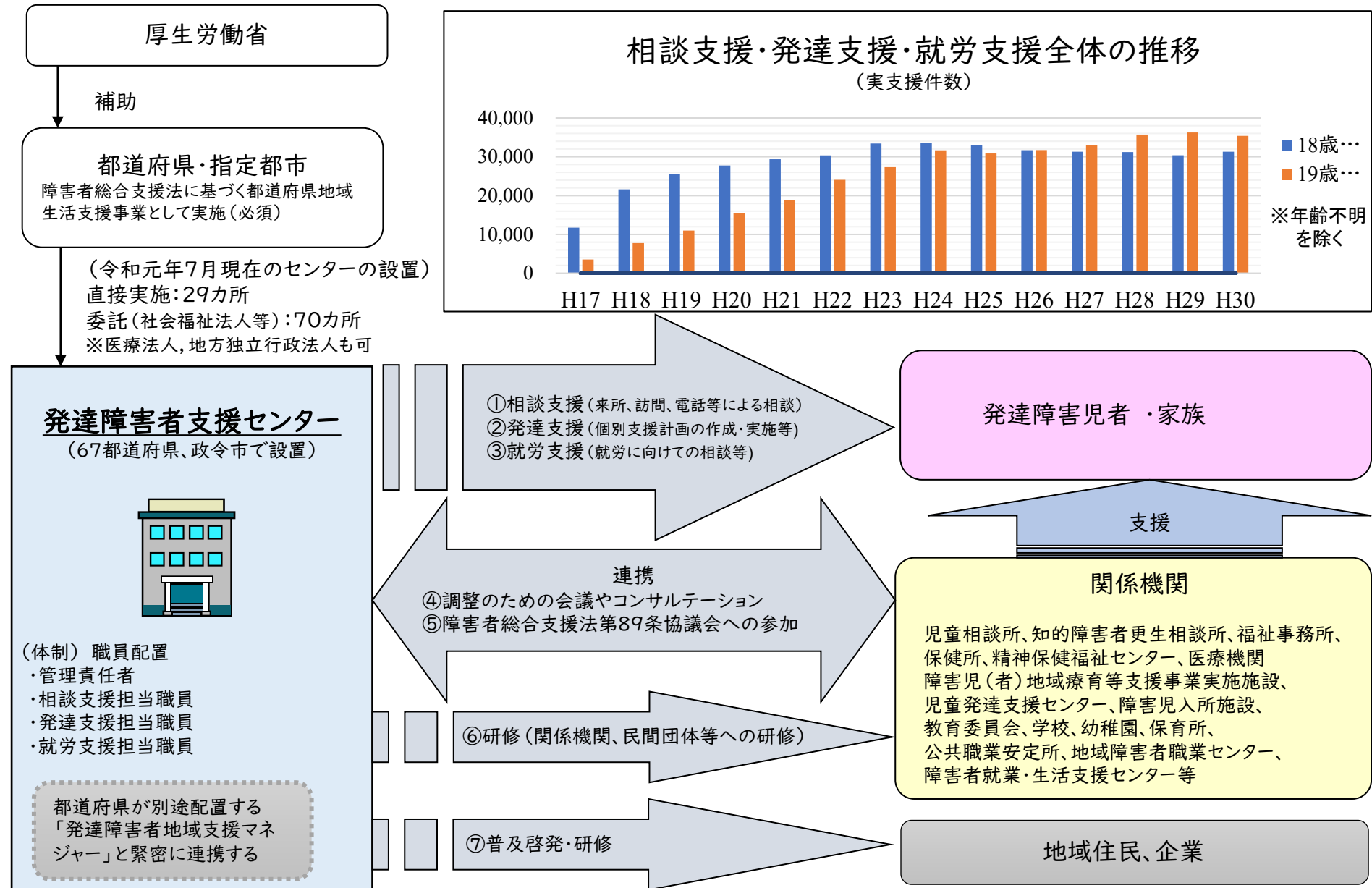
- ・家庭・教育・福祉連携推進事業〔市町村〕  
（地域連携推進マネジャーを配置し、教育・福祉・家庭の関係構築の場の設置や合同研修等を実施。）

## 人材育成

- ・国立障害者リハビリテーションセンターや国立精神・神経医療研究センターにおいて各種研修の実施



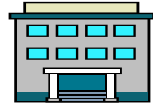
# 発達障害者支援センター運営事業



発達障害については、支援のためのノウハウが十分普及していないため、各地域における支援体制の確立が喫緊の課題となっている。このため、市町村・事業所等支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応等について、地域の中核である発達障害者支援センターの地域支援機能の強化を図り、支援体制の整備を推進。

## 発達障害者支援センター

- 相談支援（来所、訪問、電話等による相談）
- 発達支援（個別支援計画の作成・実施等）
- 就労支援（発達障害児（者）への就労相談）
- その他研修、普及啓発、機関支援



### 【課題】

中核機関としてセンターに求められる市町村・事業所等のバックアップや困難事例への対応等が、センターへの直接の相談の増加等により十分に発揮されていない。

## 都道府県等 発達障害者支援体制整備（地域生活支援促進事業）

- 発達障害者支援地域協議会
- 市町村・関係機関及び関係施設への研修
- アセスメントツールの導入促進
- ペアレントメンター（コーディネータ）



### 地域を支援するマネジメントチーム

### 発達障害者地域支援マネージャーが中心

- ・原則として、センターの事業として実施
- ・地域の実情に応じ、その他機関等に委託可

## 地域支援機能の強化へ

### 市町村

#### 体制整備支援

全年代を対象とした支援体制の構築

（求められる市町村の取組）

- ①アセスメントツールの導入
- ②個別支援ファイルの活用・普及



### 事業所等

#### 困難ケース支援

困難事例の対応能力の向上  
（求められる事業所等の取組）  
対応困難ケースを含めた  
支援を的確に実施



### 医療機関

#### 医療機関との連携

身近な地域で発達障害に関する  
適切な医療の提供  
（求められる医療機関の取組）

- ①専門的な診断評価
- ②行動障害等の入院治療



# 発達障害者支援体制整備

乳幼児期から成人期における各ライフステージに対応する一貫した支援を行うため、関係機関等によるネットワークを構築するとともに、ペアレントメンター・ペアレントトレーニング・ソーシャルスキルトレーニングの導入による家族支援体制の整備や、発達障害特有のアセスメントツールの導入を促進するための研修会を実施する。

また、市町村・事業所等支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応を行うための「発達障害者地域支援マネジャー」を配置し、地域の中核である発達障害者支援センターの地域支援機能の強化を図る。

## 都道府県・指定都市

### 相談、コンサルテーションの実施

#### ○発達障害者支援センター

- ・発達障害者及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行う。(直接支援)
- ・関係機関との連携強化や各種研修の実施により、発達障害者に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進(間接支援)

#### ○発達障害者地域支援マネジャー

- ・市町村・事業所等支援、医療機関との連携及び困難ケースへの対応等により地域支援の機能強化を推進
- ※原則として、発達障害者支援センターに配置

### 発達障害者支援地域協議会

- 1)自治体内の支援ニーズや支援体制の現状等を把握。市町村又は障害福祉圏域ごとの支援体制の整備の状況や発達障害者支援センターの活動状況について検証
  - 2)センターの拡充やマネジャーの配置、その役割の見直し等を検討
  - 3)家族支援やアセスメントツールの普及を計画
- ※年2～3回程度開催

連携

### 研修会等の実施

#### ○家族支援のための人材育成

- (家族の対応力向上)
- ・ペアレントトレーニング
- ・ペアレントプログラム
- (当事者による助言)
- ・ペアレントメンター 等

#### ○当事者の適応力向上のための人材育成

- ・ソーシャルスキルトレーニング 等

#### ○アセスメントツールの導入促進

- ・M-CHAT、PARS-TR 等

派遣・サポート

連携

展開・普及

## 市町村

- 1)住民にわかりやすい窓口の設置や連絡先の周知
- 2)関係部署との連携体制の構築(例:個別支援ファイルの活用・普及)



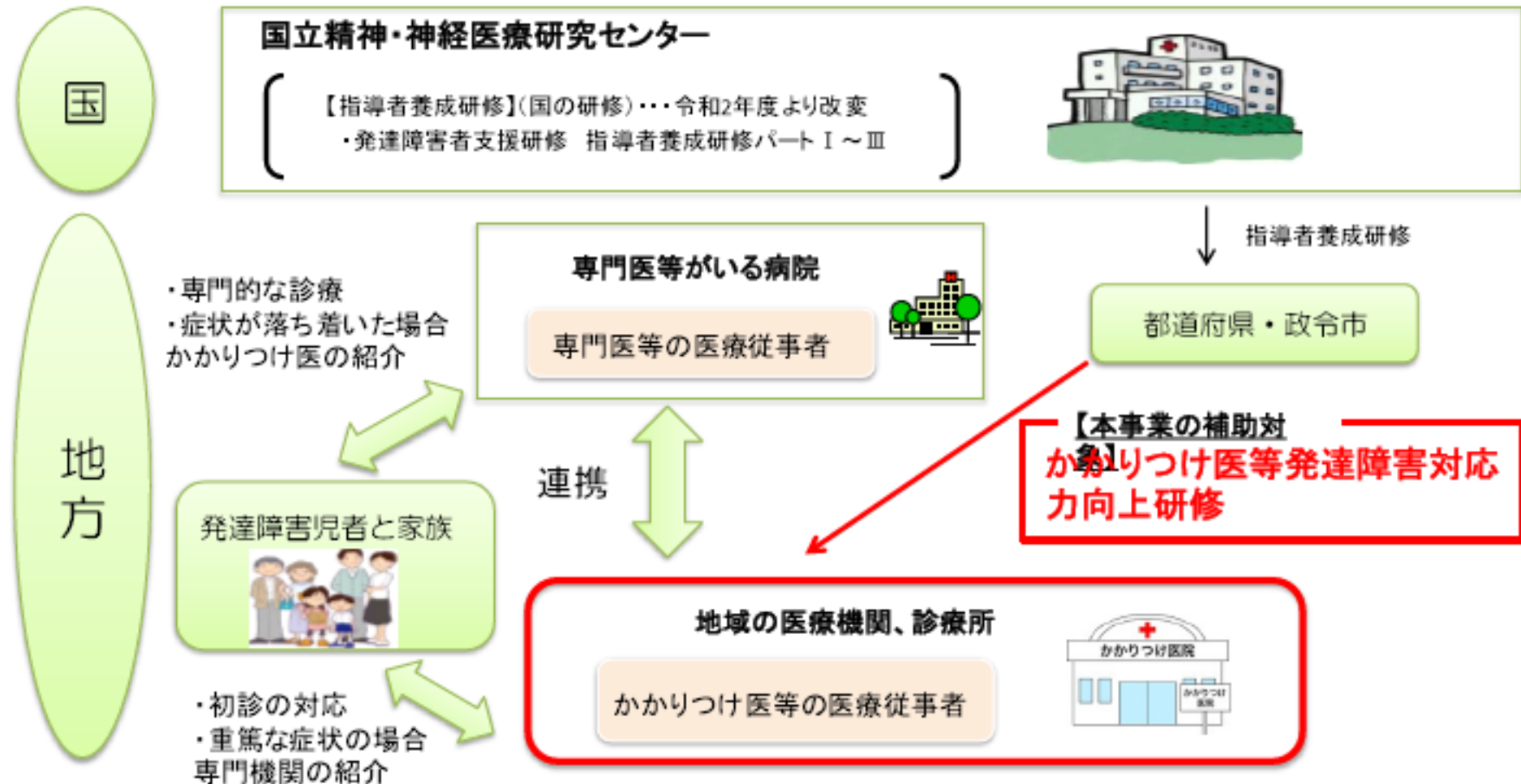
- 3)早期発見、早期支援等(ペアレントトレーニング、ペアレントプログラム、ペアレントメンター、ソーシャルスキルトレーニング)の推進

- ・人材確保/人材養成
- ・専門的な機関との連携
- ・保健センター等でアセスメントツールを活用



# かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業

かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業は、発達障害における早期発見・早期支援の重要性に鑑み、最初に相談を受け、又は診療することの多い小児科医などのかかりつけ医等の医療従事者に対して、発達障害に関する国の研修内容を踏まえた対応力向上研修を実施し、どの地域においても一定水準の発達障害の診療、対応を可能とし、早期発見・早期支援の推進を図る。

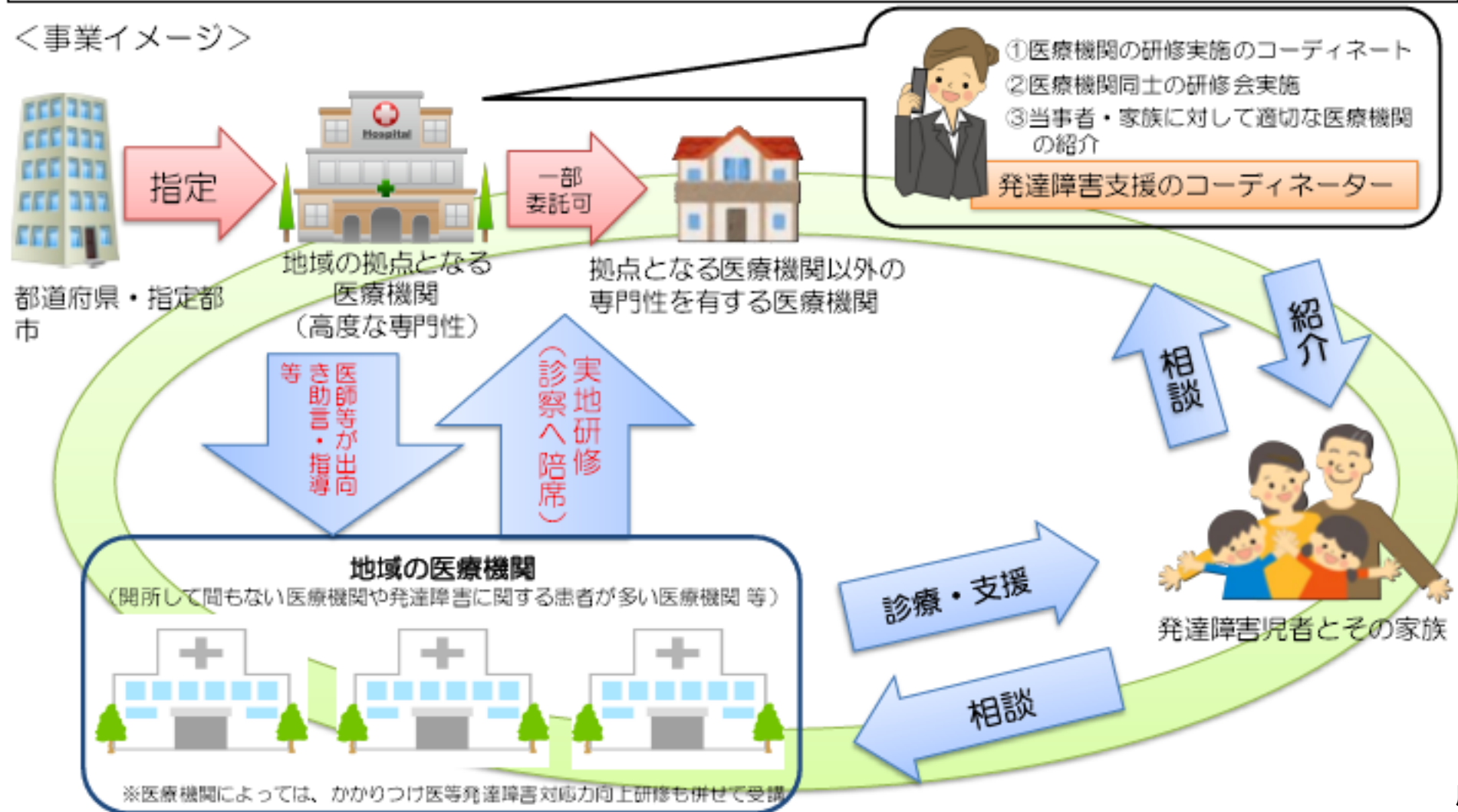


# 発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業

平成29年1月に総務省から「発達障害者支援に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」がなされたが、発達障害の専門的医療機関が少ないという指摘があり、専門的医療機関の確保が急務となっている。

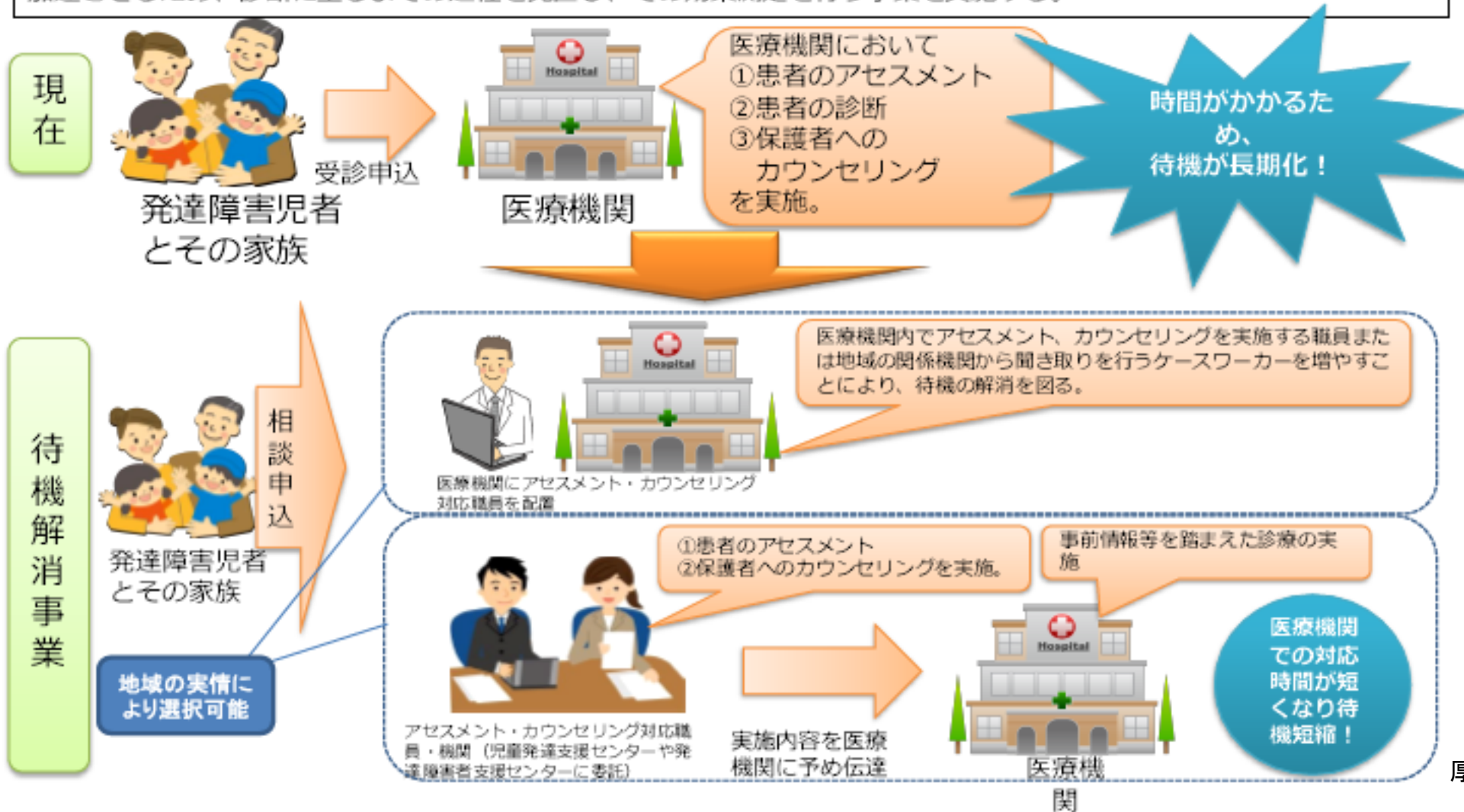
これを踏まえ、発達障害の診療・支援ができる医師の養成を行うための実地研修等を実施し、専門的医療機関の確保を図る。

## <事業イメージ>



# 発達障害専門医療機関初診待機解消事業

平成29年1月の総務省「発達障害者支援に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」によると、発達障害の診断にかかる初診待機が長期化しているとの指摘があった。これに対し、平成30年度予算で地域の医師が発達障害の診療・支援を行うための「発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業」を新設した。平成31年度予算では、初診待機解消を更に加速させるため、診断に至るまでの過程を見直し、その効果測定を行う事業を実施する。



## 巡回支援専門員整備事業

発達障害等に関する知識を有する専門員<sup>(※1)</sup>が、保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設・場を巡回し、施設のスタッフや親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援<sup>(※2)</sup>を行う。

※1 「発達障害等に関する知識を有する専門員」

- ・医師、児童指導員、保育士、公認心理師、作業療法士、言語聴覚士等で発達障害に関する知識を有する者
- ・障害児施設等において発達障害児の支援に現に携わっている者
- ・学校教育法に基づく大学において、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学、社会学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、発達障害に関する知識・経験を有する者

(専門性の確保)

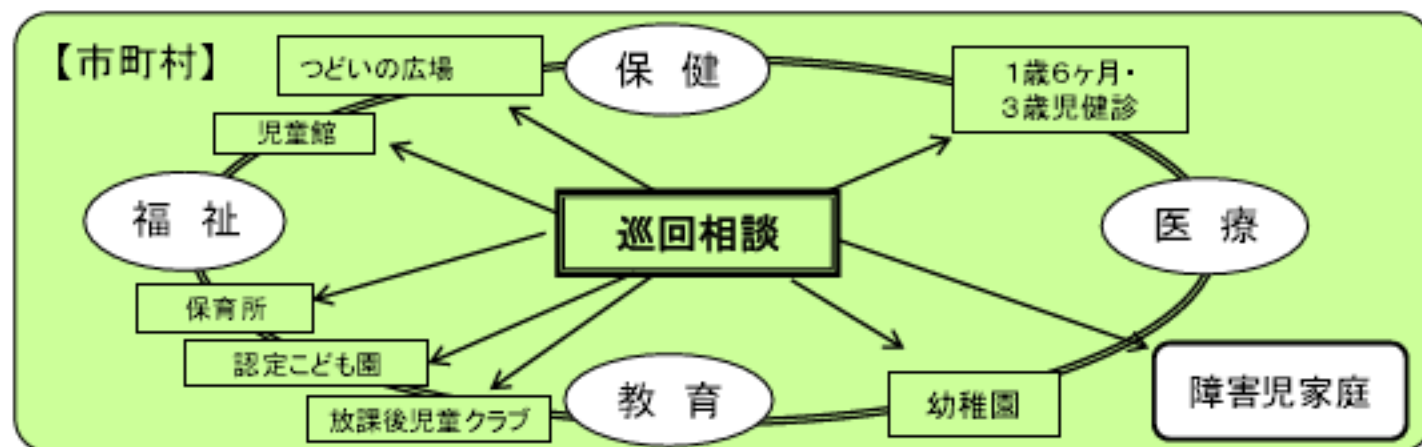
専門員は、国立障害者リハビリテーションセンター学院で実施している発達障害に関する研修や地域の発達障害者支援センター等が実施する研修等を受講し、適切な専門性の確保を図る。

**(戸別訪問等を実施する場合)**

**専門員は、障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士又は公認心理師等を想定。**

※2 「障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援」の例

- ・親に対する助言・相談支援
- ・児童相談所や発達障害者支援センター等の専門機関へのつなぎ
- ・M-CHATやPARS-TR等のアセスメントを実施する際の助言
- ・ペアレントトレーニング(ペアレントプログラム)の実施
- ・ペアレントメンターについての情報提供



## 発達障害児者及び家族等支援事業

平成28年に改正された発達障害者支援法において、都道府県及び市町村は、発達障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援を行うことを努めるよう明記された。これにより、現在、ペアレントプログラムの実施やペアレントメンターの養成等について支援することにより、発達障害児者及びその家族等に対する支援体制の構築を推進しているところである。

さらに、学校や放課後等デイサービスを卒業後、18歳を過ぎると地域生活の支援施策が整備されていないことから、社会でうまく生活できない発達障害者は社会から孤立する可能性が高いため、「発達障害者等青年期支援事業」を本事業に位置づけることで、発達障害者等の青年期の居場所作り等を行い、社会から孤立しない仕組み作りを行う。

### ペアレントメンター養成等事業



- ・ペアレントメンターに必要な研修の実施
- ・ペアレントメンターの活動費の支援
- ・ペアレントメンター・コーディネーターの配置 等

### 家族のスキル向上支援事業



- ・保護者に対するペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの実施 等

### ピアサポート推進事業



- ・同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児を持つ保護者同士、きょうだい同士等の集まる場の提供
- ・集まる場を提供する際の子どもの一時預かり 等

### その他の本人・家族支援事業



- ・発達障害児者の適応力向上のためのソーシャルスキルトレーニング(SST)の実施 等

### 発達障害者等青年期支援事業

発達障害者等の青年期の居場所作り等





# 家庭・教育・福祉連携推進事業

教育と福祉の連携については、地域での切れ目ない支援が求められており、厚生労働省・文部科学省において「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト」を立ち上げ、報告をとりまとめた。各市町村がこの報告書における教育と福祉の連携を推進し、保護者支援を推進するための方策を実施し、その検証結果について報告を行う事業を実施する。

教育・福祉の連携を強化し、障害のある子どもとその家族の地域生活の向上を図るため、家庭・教育・福祉をつなぐ「地域連携推進マネジャー」を市町村に配置し、

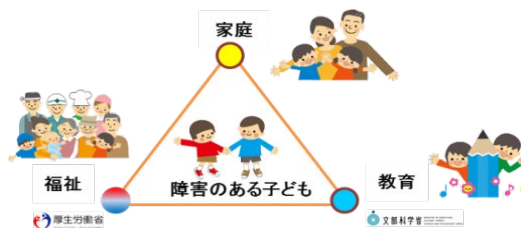
## ①教育と福祉の連携を推進するための方策

- 教育委員会、福祉部局、学校、障害児通所支援事業所の関係構築の場の設置
- 障害福祉制度の周知を図るための福祉部局と教育委員会等による合同研修の実施



## ②保護者支援を推進するための方策

- 保護者支援のために相談窓口を整理し、ハンドブックの作成等の連携方策を実施する。



**市町村単位で  
家庭・教育・福祉の連携を  
実現！！**

※スタートアップの費用として活用することを想定しているため、補助対象は事業開始から3年以内に限る。

厚生労働省資料より

# 地域連携推進マネジャーの役割 イメージ

## ①教育と福祉等の関係構築の場の設置及び会議の開催



- 関係構築の場を設置するための関係者の選定
- 関係者の予定を調整し、会議の開催
- 会議のファシリテート

地域連携推進マネジャー



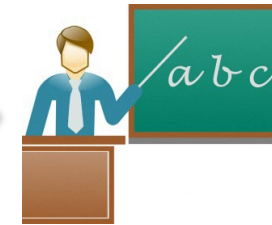
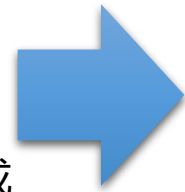
多領域の関係者の関係構築

## ②合同研修の実施

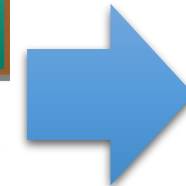


- 研修の企画
- 研修講師の選定
- 研修受講の案内作成

地域連携推進マネジャー



研修の開催



教育・福祉の支援者の  
相互理解及びスキル向上

## ③保護者等に対する相談窓口



地域連携推進マネジャー

- 保護者等に対する相談支援の実施
- 保護者等に地域の資源を紹介
- 保護者のニーズを教育関係者、福祉関係者に伝える。



保護者等が適切な支援に  
たどり着くことができる

※地域連携推進マネジャーは、公認心理師や社会福祉士等を想定

厚生労働省資料より

# 発達障害情報・支援センター

## 情報収集・分析・発信

①発達障害情報分析会議の定期開催 ②発達障害臨床セミナー

## 発達障害地域支援推進事業

③困難事例の現状把握と協働や地域における研修会の開催等

## 発達障害支援施策の支援事業（自治体訪問）

## 教育と福祉の連携（「トライアングル」プロジェクトの実現）

④文科省との連携 ⑤発達障害教育推進センター（特総研）との連携

## 発達障害者支援センター全国連絡協議会との連携

⑥調査・研究事業への協力 ⑦ブロック会議からの情報収集 ⑧ICTの活用

## 外部機関との連携

⑨国立のぞみの園との定例会議 ⑩国立成育医療研究センター

⑪国立精神・神経医療研究センター

# 外国にルーツをもつ発達障害児とその保護者への支援について

## 現状

- ・近年の時代の変化に伴い、支援が必要な外国にルーツをもつ発達障害児とその家族は今後さらに増加することが想定される。
- ・各地の拠点機関である発達障害者支援センター等における対応状況等については、これから整備を進めるところが多い。
- ・外国人保護者に対して、発達障害の基本的内容や国内で利用できる社会資源等に関する情報提供を行う体制が不十分。

目標: 外国にルーツをもつ発達障害児や保護者にも適切な支援が届くよう、必要な福祉・教育情報等を提供する。

H30

情報分析会議  
(作業部会)

実態調査実施・結果報告

情報分析会議  
(作業部会)

パンフレット原案  
作成



R1

## 外国人保護者向け多言語版パンフレット作成

### 【想定している対象】

- ・日本で子育てをしている外国人保護者(特に子どもの発達について心配なことがある方)および支援者。

### 【主な内容】

発達障害に関する基本的な内容、利用できる社会資源等

### 【作成物】

『お子さんの発達について心配なことはありますか? ~日本で子育てをする保護者の方へ~』 **13言語版**

原案[やさしい日本語版] ※テキスト版(音声読み上げソフト対応)も作成

[英語][中国語][スペイン語][ポルトガル語][タガログ語][韓国語][ベンガル語][インドネシア語]

[ベトナム語][ネパール語][ミャンマー語] **[タイ語版] New**

○パンフレット冊子(22頁)



○リーフレット(A4用紙両面1枚)



○周知用パンフレット **New**

(3つ折り)

支援者向け/外国人保護者向け



# 高齢期の発達障害者と家族への支援に関する検討



## 現状・課題

- ・ 成人期、特に高齢期の発達障害者については実態把握ができていない。
- ・ 認知症高齢者への支援は一定のシステムが確立されているが、一般的な支援では対応が困難な場合など、発達障害の事例が潜在すると考えられる。

**目標:** 高齢期を迎えた発達障害者や家族がどのような支援を必要としているかを検討し、予防的観点からも有用な情報を届ける。

## 【令和元年度の取組】

### 拠点機関等における対応状況把握(予備調査)

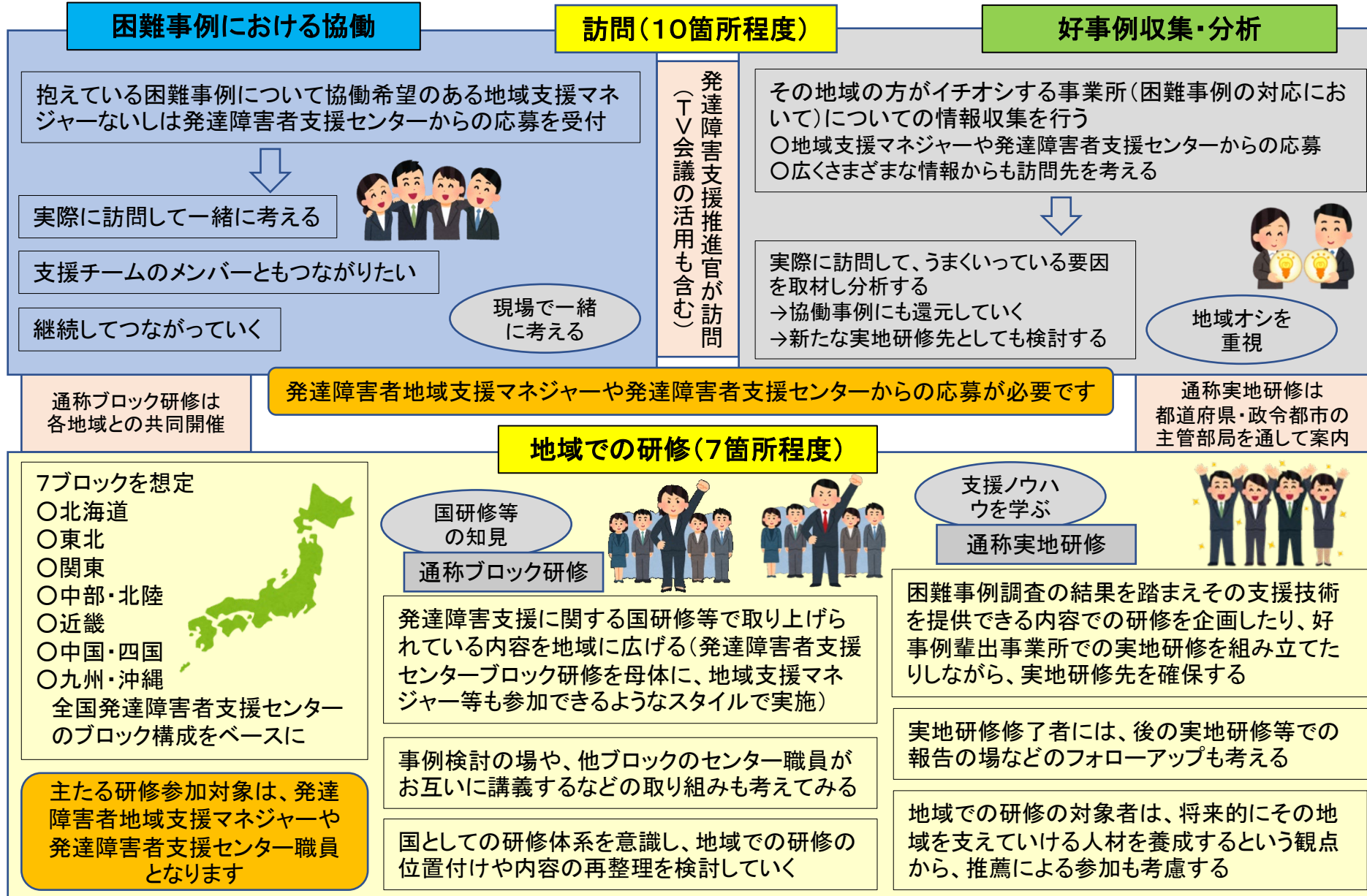
- ・ 拠点機関(発達障害者支援センター、地域支援マネジャー)における高齢期の発達障害者等への対応状況について、任意のアンケート調査実施。
- ・ 主な調査内容:①高齢期を迎えた発達障害者への相談対応経験、②高齢化に関する相談(例:8050問題等)への対応経験、③支援にあたる上で課題と感じていること等
- ・ 高齢期を迎えた発達障害者や家族がどのような支援を必要としているか、今後の更なる実態把握が必要。

### ヒアリング

- ・ 高齢者虐待防止等の知見を有する有識者
- ・ 某社会福祉法人(複数の地域包括支援センター)、認知症初期集中支援チーム関係
- ・ 当事者会(中高年/シニアの会)代表およびシニア会員
- ・ 認知症専門官より(厚労省老健局認知症施策推進室)

➡ 作業部会(第3回/4回)にて、調査結果概要やヒアリング結果の情報等をもとに協議

# 発達障害者地域支援推進事業 イメージ図 (2020年度全体イメージ)



# 地域支援マネジャー全国会議

- お互いの取り組みを知ったり交流したりしながら、全国の仲間が集まって話ができる場を作れたら。
- 地域支援マネジャーの組織づくりのきっかけとなり、地域支援マネジャーがお互いに切磋琢磨できる有機的なネットワーク構築に向けた一歩を踏み出せたら。
- 当初は国リハ学院を会場に集合型2日間日程で実施予定だったが（集まることの意義を重視しなかった）、WEBでの開催に企画変更して再周知を行ったところ。

# 強度行動障害者支援の取り組み

国立障害者リハビリテーションセンターでは、国立のぞみの園が主催する「強度行動障害支援者養成研修」に第1回の開催から協力をしており、発達障害情報・支援センターにおいても研修資料をホームページに掲載する等、強度行動障害者支援に積極的に取り組んできたところである。この領域での取り組みは福祉分野が先んじているものの、他の分野との連携に課題が残されている。医療と福祉の連携を推進するきっかけ作りとして、第74回国立病院総合医学会において、シンポジウムを企画する機会を得ることができた。





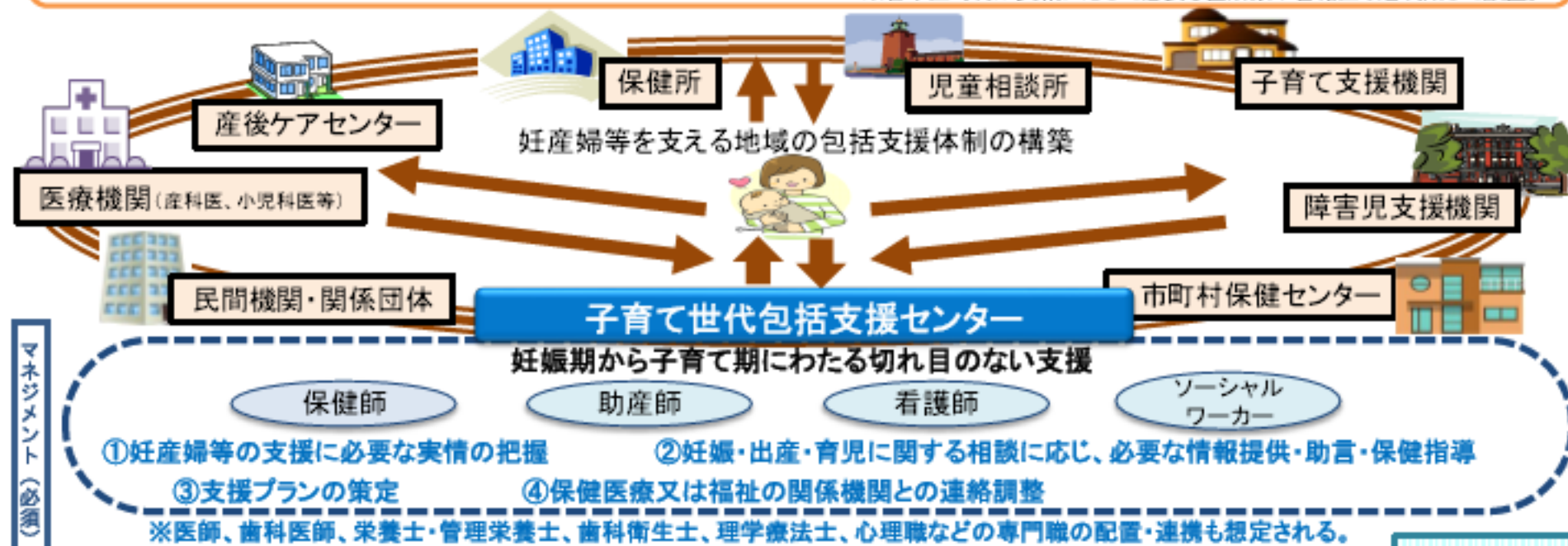
更に、発達障害施策以外にも注目

間接的に、発達障害施策も推進できる

# 子育て世代包括支援センターの全国展開

- **妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供できること**を目的とするもの
- 保健師等を配置して、妊産婦等からの相談に応じ、**健診等の「母子保健サービス」と地域子育て支援拠点等の「子育て支援サービス」を一体的に提供**できるよう、必要な情報提供や関係機関との調整、支援プランの策定などを行う機関
- 母子保健法を改正し、子育て世代包括支援センターを法定化(2017年4月1日施行)(法律上は「母子健康包括支援センター」)  
 > 実施市町村数 : 1,288市区町村(2,052か所)2020年4月1日現在 > **2020年度末までに全国展開**を目指す。

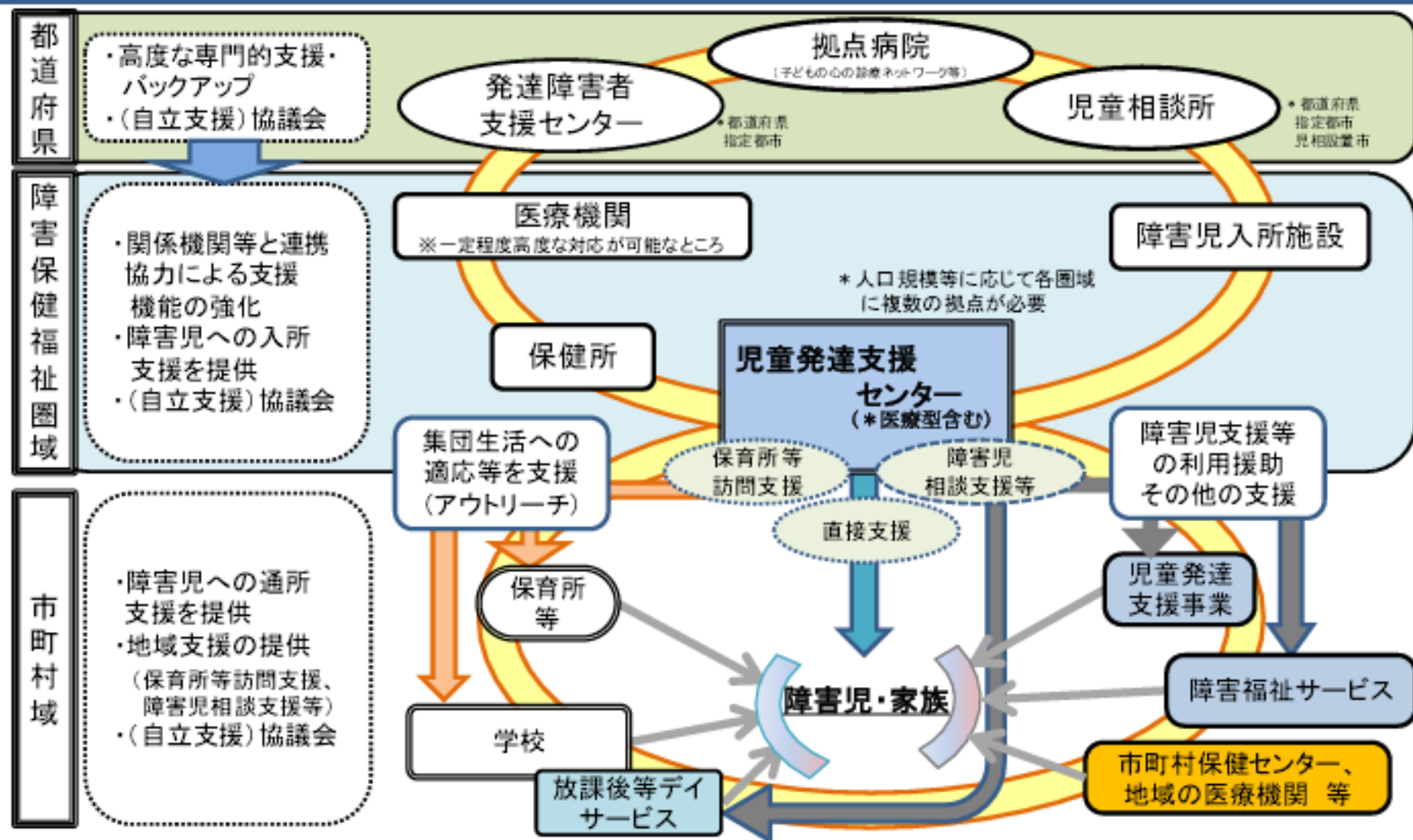
※各市区町村が実情に応じて必要な箇所数や管轄区域を判断して設置。



	妊娠前	妊娠期	出産	産後	育児	母子保健 子育て支援
サービス(現業部門)	妊娠に関する普及啓発	産前・産後サポート事業 妊婦健診	産婦健診	産後ケア事業 乳幼児健診		<b>子育て支援策</b> ・保育所・認定こども園等 ・地域子育て支援拠点事業 ・里親・乳児院 ・養子縁組 ・その他子育て支援策
	不妊相談	両親学級等	乳児家庭全戸訪問事業	予防接種		
		養育支援訪問事業				
		近隣住民やボランティアなどによるインフォーマルなサービス				

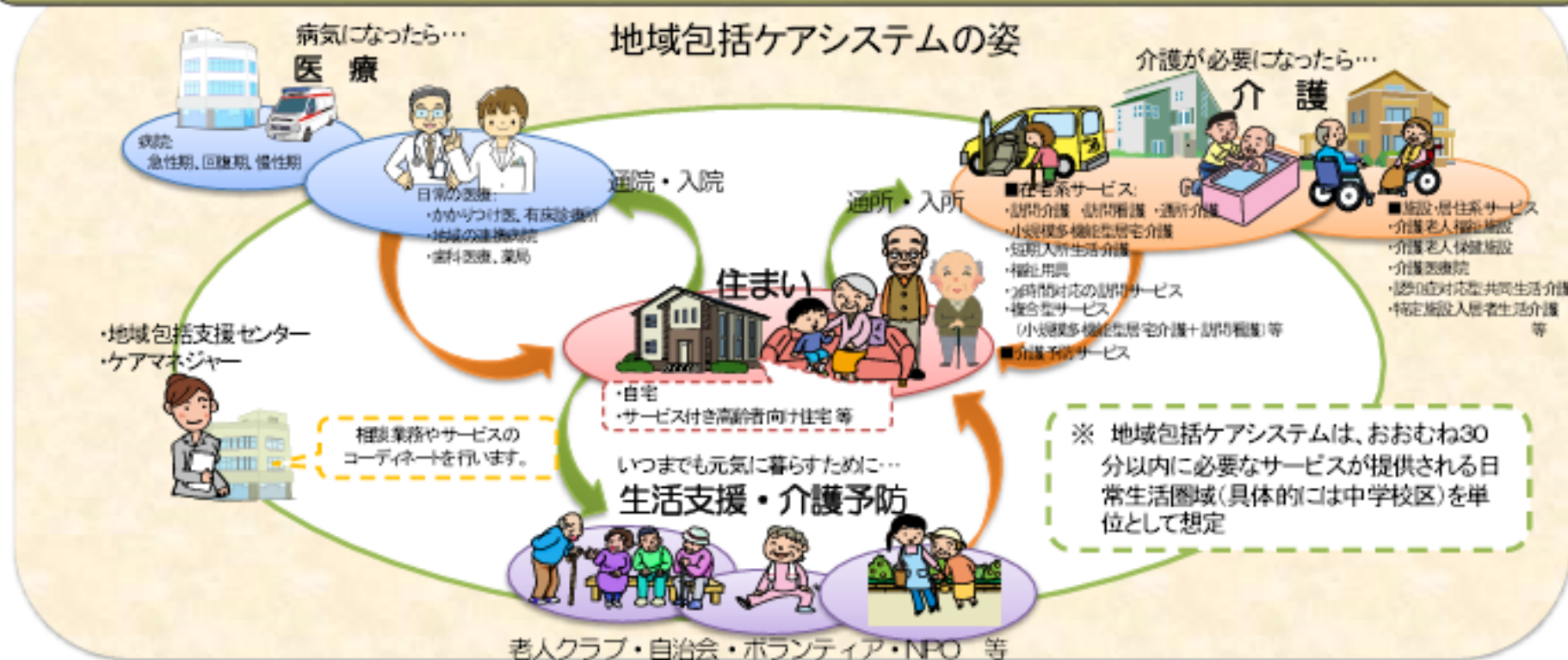
## 障害児の地域支援体制の整備の方向性のイメージ

各地域の実情に応じて、関係機関の役割分担を明確にし、重層的な支援体制を構築する必要。



## 地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



# まとめ

社会的モデルの立場に立てば、当事者・家族が生活する地域を診る目を養うこと（地区診断）で、個別の支援の量や質が高まることを知る。

地域で不足している社会資源を増やしたり、代替え手段を創設するためにも、地域研修を戦略的に考えることが大切である。

地域の中で、多くの人やお金が動いている施策を知り、それをうまく活用する戦略を持つことも必要である。例えば、国が進めている地域包括支援などの動きにも注目すること。

# 参考文献

- 西牧謙吾、発達障害の公衆衛生課題とは何か？ —戦後のわが国の障害福祉の源流—、公衆衛生82巻5号、2018.
- 厚生労働省資料
- 国立障害者リハビリテーションセンター 発達障害情報・支援センター資料